

千歳市体育施設設置条例施行規則

平成26年3月26日規則第20号

改正

平成28年3月8日規則第5号

令和2年8月24日規則第48号

令和6年3月26日規則第17号

令和8年3月27日規則第11号

千歳市体育施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市体育施設設置条例(昭和54年千歳市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(体育施設の使用区分)

第2条 体育施設の使用区分は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請及び承認)

第3条 条例第4条第1項又は第2項の承認を受けようとする者は、千歳市体育施設使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 使用承認申請書は、使用日の2週間前から提出することができる。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、千歳市体育施設使用承認書(第2号様式。以下「使用承認書」という。)を当該申請者に交付する。

(使用の取消し等)

第4条 前条第3項の承認を受けた者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、千歳市体育施設使用取消(変更)申請書(第3号様式)に使用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市体育施設使用取消(変更)承認書(第4号様式)を当該申請者に交付する。

(使用期間の制限)

第5条 条例第4条第1項又は第2項の承認を必要とする体育施設の使用については、同一の利用者が引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認める

ときは、この限りでない。

(使用料の徴収等)

第6条 条例第7条第1項及び第2項の使用料(青葉陸上競技場を個人で使用しようとする場合の使用料を除く。)は、第3条第3項の承認と同時に徴収する。

2 市長は、青葉陸上競技場を個人で使用しようとする者から使用料を徴収したときは、当該個人で使用しようとする者に領収書を交付する。

3 体育施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、その使用の際、使用承認書又は領収書を携帯し、体育施設の職員(以下「職員」という。)から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(附属設備及び備付物品の使用料)

第7条 条例第7条第2項の附属設備及び備付物品の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の後納)

第8条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

2 使用料の後納を認められた者が使用を取り消した場合には、当該後納を認められた使用料の額から第10条第1項の規定に準じて算定した額を減じた金額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第7条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は使用するとき。 全額免除

(2) 市又は教育委員会が共催して専ら公益のために使用するとき。 5割減額

(3) 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。)、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。 5割減額

(4) 市内在住者であって、中学生以下の者が個人でスポーツのために使用するとき。 全額免除

(5) 障害者(市内在住者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規

定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下この項において同じ。) が個人で使用するとき。 5割減額

(6) 前号の障害者が介助を必要とするときに同行する介助者(使用する障害者1人につき1人に限る。)が使用するとき(次号に掲げる団体の構成員として使用し、同号に規定する減免の適用を受ける場合を除く。)。 全額免除

(7) 構成員の半数以上が障害者である団体が使用するとき。 5割減額

(8) 構成員の半数以上が65歳以上の者(市内在住者に限る。)である団体が専用で使用するとき。 5割減額

(9) 条例第14条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が体育施設を公共目的で使用するとき。 全額免除

(10) 市内の宿泊施設に2日以上の間宿泊してスポーツ合宿を行う個人又は団体が、その練習のために使用するとき。 全額免除

(11) その他市長が体育施設の設置目的を勘案し、必要があると認めるとき。 市長が定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

3 第1項第5号、第7号又は第8号の規定による使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定によるほか、使用料減免申込簿(第5号様式)に所定の事項を記載し、当該各号に該当する者であることを証する書面又は手帳を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。 使用料の全額に相当する額

(2) 第3条第2項本文の規定により使用承認申請書を提出した場合においては、使用日の3日前までに第4条第1項の規定による取消申請をし、市長が相当の理由があると認めるとき。 使用料の5割に相当する額

(3) 第3条第2項ただし書の規定により使用承認申請書を提出した場合においては、使用日の60日前までに第4条第1項の規定による取消申請をし、市長が相当の理由があると認めるとき。 使用料の5割に相当する額

(4) その他市長が特別な理由があると認めるとき。 市長が認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市体育施設使用料還付申請書(第6号様式)に使用

承認書又は領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別な設備等の承認)

第11条 条例第9条の承認を受けようとする者は、千歳市体育施設特別設備等承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市体育施設特別設備等承認書(第8号様式)を当該申請者に交付する。

(未就学児童の使用制限)

第12条 未就学児童が水泳プールを使用するときは、保護者が同伴しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第13条 体育施設の利用者(使用者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 体育施設内外の清潔を保つこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第14条 体育施設の利用者は、建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(職員の立入り)

第15条 体育施設の利用者は、管理上の必要から職員が利用場所に立ち入る場合には、その立入りを拒んではならない。

(指定管理者による管理)

第16条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合にあっては、第3条から第6条までの規定及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第17条第1項の規定により指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させる場合の同条第4項に規定する減免の基準については、第9条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第11号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 条例第17条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定に

よる還付については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に千歳市体育施設設置条例施行規則(平成5年千歳市教育委員会規則第13号。以下「教育委員会規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に教育委員会規則により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成28年3月8日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千歳市スポーツセンター条例施行規則第8条の規定、第2条の規定による改正後の千歳市体育施設設置条例施行規則第9条の規定、第3条の規定による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例施行規則第8条の規定及び第4条の規定による改正後の千歳市温水プール条例施行規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免申請について適用し、同日前の使用に係る減免申請については、なお従前の例による。

附 則(令和2年8月24日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月26日規則第17号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日規則第11号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

施設名	使用区分
千歳市民球場	野球
青葉球場	野球
上長都公園野球場	野球 ソフトボール
若草公園野球場	野球 ソフトボール
青葉少年野球場	少年野球 ソフトボール
住吉ソフトボール場	ソフトボール
あずまソフトボール場	ソフトボール 少年野球
臨空公園ソフトボール場	ソフトボール 少年野球
青葉陸上競技場(サッカー場)	陸上競技 サッカー
青葉公園サッカー場	サッカー
青空公園サッカー場	
臨空公園サッカー場	
青葉公園ラグビー場	ラグビー
青葉公園庭球場	テニス
すみよし2号公園庭球場	
末広東公園庭球場	
しゅくぶ公園庭球場	
つばさ公園庭球場	
上長都明星公園庭球場	
向陽台公園庭球場	
青空公園スケート場	スケート
青葉多目的広場	多目的広場
青葉水泳プール	水泳 水遊び(幼児用を含む。)
泉郷多目的広場	多目的広場
ふれあいセンター	ゲートボール テニス

別表第2(第7条関係)

附属設備及び備付物品の使用料

区分	放送設備			夜間照明設備			シャワー設備		
	単位	使用料		単位	使用料		単位	使用料	
		市内在住者	市内在住者以外の者		市内在住者	市内在住者以外の者		市内在住者	市内在住者以外の者
千歳市民球場	1日	2,000円	4,000円				1回	100円	200円
	半日	1,000円	2,000円						
	1時間までごとに	250円	500円						
青葉陸上競技場	1日	2,000円	4,000円				1回	100円	200円
	半日	1,000円	2,000円						
	1時間までごとに	250円	500円						
青葉公園庭球場	1日	2,000円	4,000円	1時間までごとに	1面 400円	1面 800円			
	半日	1,000円	2,000円						
	1時間までごとに	250円	500円						
向陽台公園庭球場				1時間までごとに	1面 400円	1面 800円			

つばさ 公園庭 球場				1時 間ま でご とに	1面 400円	1面 800円			
青空公 園スケ ート場				1時 間ま でご とに	1面 250円	1面 500円			